

岩手県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第10号

岩手県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会傍聴規則（平成3年岩手県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(傍聴人の制限)</p> <p>第3条 <u>委員長</u>は、傍聴人の人数を場所その他の事情により制限することができる。</p> <p>(入場の禁止)</p> <p>第4条 次のいずれかに該当する者は、入場することができない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その他<u>委員長</u>が会議の傍聴が不相当であると認める者 (撮影、録音等の禁止)</p> <p>第6条 傍聴人は、会議場において、撮影、録音等をしてはならない。ただし、<u>委員長</u>の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(<u>委員長の指示</u>)</p> <p>第7条 前2条に規定するもののほか、傍聴人は<u>委員長の指示</u>に従わなければならない。</p> <p>(退場命令)</p> <p>第9条 傍聴人がこの規則に違反したときは、<u>委員長</u>は、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命ずることができる。</p>	<p>(傍聴人の制限)</p> <p>第3条 <u>教育長</u>は、傍聴人の人数を場所その他の事情により制限することができる。</p> <p>(入場の禁止)</p> <p>第4条 次のいずれかに該当する者は、入場することができない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その他<u>教育長</u>が会議の傍聴が不相当であると認める者 (撮影、録音等の禁止)</p> <p>第6条 傍聴人は、会議場において、撮影、録音等をしてはならない。ただし、<u>教育長</u>の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(<u>教育長の指示</u>)</p> <p>第7条 前2条に規定するもののほか、傍聴人は<u>教育長の指示</u>に従わなければならない。</p> <p>(退場命令)</p> <p>第9条 傍聴人がこの規則に違反したときは、<u>教育長</u>は、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命ずることができる。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により教育長が在職する場合においては、この規則による改正後の岩手県教育委員会傍聴規則第3条、第4条、第6条、第7条及び第9条の規定は適用せず、この規則による改正前の岩手県教育委員会傍聴規則第3条、第4条、第6条、第7条及び第9条の規定は、なおその効力を有する。